

慈英会病院 訪問リハビリテーション 運営規程

事業者番号 1312171544 東京都

医療法人社団福寿会 慈英会病院

訪問リハビリテーション

慈英会病院訪問リハビリテーション 運営規程

指定事業者番号 1312171544 東京都

医療法人社団 福寿会（以下「法人」という）が設置する 医療法人社団福寿会慈英会病院（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

第一条 （事業の目的）

要介護状態または要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従い、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

第二条 （運営の方針）

1. 事業所の従業者は、要介護者等が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
2. 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
3. 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減、もしくは悪化の防止または要介護状態になることの予防に資するよう、その目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。
4. 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
5. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
6. 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供にあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

第三条 （事業所の名称及び所在地）

訪問リハビリテーション等を行う事業所の名称および所在地は次の通りとする。

名 称：医療法人社団福寿会 慈英会病院

所在地：東京都足立区西新井栄町2丁目8番6号

第四条 （通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、足立区とする。

第五条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、下記のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日～土曜日までとする。
但し、国民の祝日、祭日、振替休日及び 12 月 30 日～翌年 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間：月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時 30 分までとする。
土曜日 午前 9 時～午後 12 時 30 分までとする。
- (3) サービス提供時間：月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時までとする。
土曜日 午前 9 時～午後 12 時までとする。

第六条（職員の職種、員数及び職務の内容）

指定訪問リハビリテーションセンターに勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 医師：1 名
医師とは、指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの従業者と共同して「訪問リハビリテーション実施計画書」を作成するとともに、指定訪問リハビリテーションの実施に関わる従業者への指示を行う。
- (2) 管理者：1 名
管理者は、指定訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び利用の申し込みに関する調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- (3) 従業者の職種及び員数
理学療法士 2 名以上
作業療法士 0 名以上
言語聴覚士 0 名以上

従業者は、医師の指示、利用者に交付した「訪問リハビリテーション実施計画書」に基づき、適正な指定訪問リハビリテーションを提供する。

第七条（契約期間）

1. 契約期間は、契約日から利用者の要介護、要支援認定の有効期間満了までとする。
2. 利用者から契約終了の意思表示がない場合には、契約は自動更新されるものとする。

第八条（利用者負担金）

指定訪問リハビリを提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとする。

当該指定訪問リハビリ等が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証記載の割合に応じた料金を請求することとする。ただし、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとする。

第九条（交通費について）

交通費の請求はしないこととする。

第十条 （サービス利用のキャンセル料）

利用者の都合により、当日のサービスの利用を中止する場合には、別紙のとおりキャンセル料を申受けることとする。但し、利用者の容態の急変等、緊急でやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第十一条 （事業者の解除権）

1. 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除するものとする。この場合、事業者は居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した介護支援事業者にその旨を連絡する。
2. 利用者が正当な理由なく、事業者に支払うべき利用者負担金を3ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定め、期間満了までに利用料を支払わない場合には、契約を解除する旨の催告をすることとする。
 - (1) 前項の催告をした時は、事業者は、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとする。
 - (2) 事業者は、前項に定める協議等の努力を行い、かつ第2項に定める期間が満了した場合には、文書によりこの契約を解除する。

第十二条 （契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合には、この契約は終了するものとする。

- (1) 第七条により、事前に更新の合意がなされないまま契約の有効期間が満了したとき。
- (2) 第十一条により、事業者から契約解除の意思表示がなされたとき。
- (3) 3ヶ月以上継続してご利用がなかったとき。
- (4) 介護認定更新にて「自立」の判定になったとき。
- (5) リハビリテーション計画目標が達成され、社会活動等への参加が可能となったとき。

第十三条 （相談・苦情処理）

1. 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望・苦情等に対し迅速に対応する。
2. 当事業所は、前項の苦情内容等について、その完結の日から2年間保管する。

サービスに関する相談や苦情についての窓口

担 当 者	電 話
慈英会病院 在宅部 大熊 久美子	電話 03-3852-8377（代）

* 公共機関においても次の機関において苦情申し立てが出来ます。

社会福祉法人 足立区社会福祉協議会 基幹地域包括支援センター	電話 03-6807-2460 足立区梅島2-1-20 1階 対応時間：午前9時～午後5時 * 日、国民の祝日及び年末年始は休日
東京都国民健康保険団体連合会 相談指導課 相談窓口 (略称：国保介護保険 相談窓口)	電話 03-6238-0177 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館 10階 対応時間：午前9時～午後5時 * 土日、国民の祝祭日及び年末年始は休日
足立区 福祉部 介護保険課 相談窓口	電話 03-3880-5111 足立区中央本町1-17-1 対応時間：午前9時～午後5時 * 土日、国民の祝祭日及び年末年始は休日

第十四条 (事故発生時の対応)

1. 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、区市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
2. 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完了の日から2年間保存する。
3. 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

第十五条 (損害賠償)

事業者は、サービスの提供により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた得た場合には、その損害を賠償する。

ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではない。

第十六条 (秘密保持)

1. 当事業所は、利用者又はその家族の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び厚生労働省が策定した、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドラインを遵守し、適切な取り扱いに努める。
2. 当事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則使用しないものとし、第三者への情報提供については、利用者又はその家族の了承を得るものとする。

第十七条 (虐待の防止のための取り組みについて)

1. 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定する。

(虐待防止に関する責任者)	慈英会病院 在宅部 大池 義明
---------------	-----------------

2. 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従事者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に開催する。

3. 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報する。

第十八条 （身体拘束当等適正化の推進に関する事項）

1. 事業所は、（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下（身体拘束等）という。）を行わない
2. 利用者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

第十九条 （事業継続計画に関する事項）

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）訪問リハビリテーションサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十条 （運営についての重要事項）

1. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を洩らさない旨に従業者との雇用契約内容とする。
2. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団福寿会が定めるものとする。

運営規程の概要、利用料については、施設内に掲示する。

附則

この運営規程は、令和2年6月1日から施行する。

この運営規程は、令和3年4月1日から施行する。

この運営規程は、令和5年4月1日から施行する。

この運営規程は、令和6年6月1日から施行する。

【 訪問リハビリテーション利用料金表 】

	単位数	金額 (10 割負担)	金額 (1 割負担)	金額 (2 割負担)	金額 (3 割負担)
訪問リハビリ 1 (1 回につき 20 分以上)	308 単位	3,418 円	342 円	684 円	1,026 円
訪問リハマネジメント加算イ (1 月につき)	180 単位	1,998 円	200 円	400 円	600 円
訪問リハマネジメント加算ロ (1 月につき)	213 単位	2,364 円	237 円	473 円	710 円
リハビリ事業所の医師が利用者・家族へ 説明、同意を得た場合 (1 月につき)	270 単位	2997 円	300 円	600 円	900 円
訪問リハ短期集中リハ加算 (1 日につき) (退院(所)日又は認定日から 3 月以内)	200 単位	2,220 円	222 円	444 円	666 円
認知症短期集中リハ加算 (1 日につき) (退院(所)日又は訪問開始日から 3 月以内)	240 単位	2,664 円	267 円	533 円	800 円
退院時共同指導加算 (初回の 1 回のみ)	600 単位	6,660 円	666 円	1,332 円	1,998 円
移行支援加算	17 単位	188 円	19 円	38 円	57 円
訪問リハサービス提供体制加算 I (1 回につき)	6 単位	66 円	7 円	14 円	20 円

*介護報酬 1 単位当たりの単価は、11.1 円となります。(小数点以下切捨て)

【 介護予防訪問リハビリテーション利用料金表 】

	単位数	金額 (10 割負担)	金額 (1 割負担)	金額 (2 割負担)	金額 (3 割負担)
予防訪問リハビリ 1 (1 回につき 20 分以上)	298 単位	3,307 円	331 円	662 円	993 円
予防訪問リハ短期集中リハ加算 (1 日につき) (退院(所) 日又は認定日から 3 月以内)	200 単位	2,220 円	222 円	444 円	666 円
予防訪問リハサービス提供体制加算 I (1 回につき)	6 単位	66 円	7 円	14 円	20 円
利用開始日から 12 月を超えた場合 (1 回につき) (要件を満たさない場合)	-30 単位	-333 円	-34 円	-67 円	-100 円

*介護報酬 1 単位当たりの単価は、11.1 円となります。(小数点以下切捨て)

訪問リハビリテーションのキャンセルについて

1. 当日のキャンセルは、キャンセル料を申し受けることになりますのでご了承ください。
但し、容体の急変等、緊急でやむを得ない事情がある場合は不要です。
2. キャンセル料は、利用者負担金の支払いに併せてお支払いただきます。

時 間	キャンセル料
サービス利用の前日まで	無 料
サービス利用の当日	利用者負担金の 100 %